

## 行基の足跡——歴史考古学の視点から——

藤井直正

### 一、はしがき

当年、五十八才を迎える私が、現在地に住むことになったのは、昭和四十一年のことであった。当時の住所は、大阪府枚岡市<sup>ひらおか</sup>六万寺町であったが、昭和四十二年二月一日、枚岡市は、河内市・布施市との三市合併によって東大阪市となり、その直後の四月、「住居表示に関する法律」の施行によって、住所は東大阪市内六万寺町に変わった。

旧枚岡市の時代には六万寺町、そこからさかのぼると大阪府中河内郡繩手町(村)、さらに枚岡南村大字六万寺となるが、近世江戸時代から明治二十二年に至るまでは、河内国河内郡六万寺村とよばれていた地域である。

「六万寺」という地名の由来については、私自身が担当・執筆した『角川地名大辞典27、大阪府』（昭和五八年一〇月刊）に、桜井とも称した。恩智川中流右岸に位置する。地名の由来は、天平年間創建で南北朝期に兵火で焼失し廃寺となった六万寺があったことによる。

と説明した。

この地に、六万寺という寺院があったという伝承によるのであるが、これについては、江戸時代の享和元年（一八〇一）に刊行された『河内名所図会』の記載がくわしい。

当村を六万寺といふは、むかし淨刹あり、天平十七年行基大士の開創、初めの本尊は薬師仏十二神将を安す。一年天下に疫はやりて死する者多し。聖武帝行基に勅して此尊影を禱らしむ。一七カ月に当たりて如来の白毫より光明赫曜として四方をてらしければ忽疫疾平癒す。帝其靈驗を叡感ありて封境七十戸寺田一百畝を喜捨し給ふ。故に勅願所として伽藍巍々たり。行基建立畿内四十九院を建給ふ事は、弥勒上生兜率経曰、此摩尼珠廻施宮中化為四十九重妙宝宮の文によるとか也。(後略、傍点筆者)

と記されていて、この六万寺が行基の開創であることを伝えているのである。<sup>(1)</sup>

東大阪市域での行基につながる場所をもう一つ紹介しよう。長瀬町二丁目に所在する長瀬墓地は、行基によってつくられた「河内七墓」の一つと伝えられている。<sup>(2)</sup> 七墓とは、次の七カ所で、その所在地は東大阪市の八尾市にまたがっている。

長瀬(ながせ)	洪川郡	東大阪市
岩田(いわた)	若江郡	〃
額田(ぬかた)	河内郡	〃
植松(うえまつ)	洪川郡	八尾市
恩智(おんぢ)	高安郡	〃
垣内(かいち)	〃	〃
神立(こうだち)	〃	〃

これらの各墓地は、それぞれ行基によってつくられた墓地であるとして、毎年盆の七月十五日には、近在の人びとは、この七カ所の墓地を回って迎仏を巡拝する「七墓まいり」の習俗があった。<sup>(3)</sup>

ここに掲げた二つの話題は、私にとって身近なところでの事例であるが、行基の活動の中心であった摂河泉の地域には、随所に、行基につながるの遺跡や伝承をのこしているのである。

改めて記すまでもないことであるが、奈良時代の高僧として著名な行基は、天智天皇の七年(六六八)、和泉国大鳥郡蜂田郷、現在の堺市家原寺町に所在する家原寺の地に生まれた。天武天皇の十年(六八二)、十四才の時に出家し、法相宗を学んだが、榮譽の地位につくことな

く、民衆への仏教弘通につとめた。天平十五年（七四三）、聖武天皇の東大寺大仏の造営に際して朝廷に用いられ、天平十七年（七四五）には、その功勞によつて大僧正に任じられた。天平勝宝元年（七四九）、大和国菅原寺（現在の奈良市菅原町）において八十才の生涯を閉じた。『続日本紀』同年二月条に、入寂とその業績をたたえる記事が載せられていることは周知の事実である。

平安時代の末、安元元年（一一七五）、泉 高父の著と伝える『行基年譜』は、この行基の一生を記した伝記であるが、年次を追つて行基の事績がくわしく記録されている。

この中には、行基が建立した寺院をはじめとして、架橋、池溝の開さく、布施屋の造立など、さまざまの事業の足跡が逐一記されている。今、試みに寺院の建立だけをとり上げて見ても、全部で四十九カ所を数えるが、その内訳は、僧寺三十三カ所、尼寺十六カ所で、これを国別にすると、摂津国十四カ所、和泉国十一カ所、河内国七カ所、大和国五カ所、平城二カ所、山城国十カ所となり、行基が活躍し、行動した地域のひろがりを見ることができるといえる。

行基の活動は、寺院の建立ばかりでなく、灌漑、水利をはかるための池・溝の開さく、堤防の築造・道路の敷設、往来の人びとに休息の場を供し、食物を与える布施屋の設置など、現代風の言葉でいえば、土木工事から社会福祉施設の設置に及ぶ広い範囲にわたっているのである。そして、これらの事業が寺院・仏堂の造立と不可分の関係にあり、寺院・仏堂を拠点とする布教活動によつて人心を把握し、そこに集まり、貯えられた労働力を以てさまざまの事業を推進して行くという施策・方針が一つの基調となつていたのである。

『行基年譜』の記載によつてたどれる行基の足跡、すなわち行動範囲は、寺院の建立された場所の国別によつても見られる通り、畿内五国を中心としている。これは行基自身の出生地が和泉国であることもその要因の一つであろうが、平城京のある大和、難波京のある摂津国を擁した地域であること、さらに租税の貢進、調物の輸送など、当時の社会情勢の中にあつて、社会事業を推進するに当たつて要求される施設が、ここに集中するのは当然であつたに相違ない。

後世になつて、行基への讃仰が弘まるにつれて、行基の足跡は畿内以外の地にも拡大し行基の建立・行基の营造を伝える寺院・施設も増加の一途をたどつたが、それは聖徳太子信仰や弘法大師信仰と軌を一にするものであるう。

再び私事にかえるが、行基とくにその事績についてはかねてより関心を持ちつづけている。その動機が何であつたのか、はっきりとして

いるわけではないが、今になってふり返ってみると、学生時代に堺市にある土塔を見学し、数日間ここに通って実測の仕事を手伝ったことが潜在的に動機になっているのかも知れない、と思う。

堺市の南郊、土塔町（地元では「どうとう」といつている）には、この地名のおこりとなった「土塔」がある。それは一辺五十余メートルの截頭方錐形のマウンドである。ここは、『行基年譜』に見える、行基六十才の神亀四年（七二六）に建立された大野寺と尼院の故地で、件の土塔は、家原寺に伝えられている『行基菩薩行状絵伝』に描かれていることよって、行基がつくったとされている稀有の遺構である。

戦後の昭和二十一年ごろから、このマウンドが採土の対象となり、東北隅よりはじまった土取り作業は、マウンドを蚕食して行った。私をはじめ土塔を見たのは、昭和二十七年であったが、土取り作業がかなり進行し、ほとんど中心部にまで及び、高さ約九メートルの断面が露呈するという状況であった。こうした事態から、大阪府教育委員会によって、その保存対策が講じられることになったが、当時、社会教育課にあつて文化財業務を担当されていた藤沢一夫先生の要請で、同学の堅田直氏（現在、帝塚山大学教授）が土塔を含む周辺一帯の地形測量をすることになり、それを手伝ったのである。時に、大阪学芸大学の三回生であった。土塔そのものは、昭和二十八年一月、大阪府による史跡の仮指定が行なわれ、同三月、国の史跡指定となり、公費による買収によつて永久保存の道が講じられることになった。<sup>(4)</sup>

これにつづくことといえば、私自身が、『行基年譜』に、河内国河内郡日下村（くさか）にあつたという「石凝院」の存在に気づき、宅地造成に伴う発掘調査であつたが、遺構の一部を検出し、石凝院の所在を確認したことである。それは昭和三十七年のことであつた。この石凝院のことについては、本稿で触れるつもりである。

その後も、行基への関心は私の脳裡の片隅にあつて、折にふれて史料を読んだり、遺跡をたずねるプランを考えたりしていた。偶々、十四期生史学科の福田登志子さんが私のゼミで、「守口市の古代史」をテーマに卒業論文を書くというので、守口市域での行基の足跡を自分で実際に確かめてみることをすすめた。そして、これを機会に、私自身も、『行基年譜』<sup>(5)</sup>に出てくる「高瀬橋院」「高瀬大橋」について、史料を検討してみることにしたが、その小考が「高瀬をめぐる古代・中世史」である。

さらに、昭和五十三年に奈良県高市郡明日香村に所在するマルコ山古墳の発掘調査が行なわれたが、その調査での所見に導かれ、同じ奈良県の生駒市にある行基の墓にも言及しながら発表したのが、「古代末・中世における陵墓の発掘とその背景」<sup>(6)</sup>である。

今年になって、一月から五月にかけて、堺市柳之町東一丁で、「堺環濠都市遺跡」にふくまれる地点の発掘調査を担当した。敷地五〇〇メートルの範囲であるが、その西北隅で屋瓦片を敷きつめた遺構が見つかった。建物の基礎工事に当たって整地が行なわれた際の造作と考えているが、この屋瓦の中に、奈良・平安時代の軒丸瓦・軒平瓦が混入しており、ここから近いところに古代寺院跡の存在を考えざるを得ないことになった。こうして私の脳裡をかすめるのが、『行基年譜』に出て来る「清浄土院」すなわち和泉国高渚院<sup>たかす</sup>である。

さらに、五月以降は、神戸市兵庫区御崎本町での高層住宅建設に伴う発掘調査を担当し、現在、作業を継続中である。ここが「兵庫津遺跡」の範囲にふくまれているからであるが、兵庫津の歴史は、『行基の開いた大輪田泊<sup>おおわだのとり</sup>にさかのぼるのであり、ここでも行基とのつながりに邂逅したのである。

本稿は、以上列記して来たような経過から、数多い行基の足跡のうち、私がかかわりを持つことになった河内国石凝院・和泉国高渚院の二カ所について、その所在と性格について考証し、大輪田泊については兵庫津の歴史全体を見つめながら考えてみることにしたい。さらに、『行基年譜』を史料として、行基の足跡を歴史考古学の課題として取り上げ、その研究を深める必要を提起するとともに、そのとらえ方について、日ごろ私の考えている視点を開陳してみようと思う。大方のご叱正を仰ぐ次第である。

〔注〕

- (1) 六万寺町一丁目に所在する古刹往生院が、その後身寺院と伝えられているが、それを裏づける史料はない。この往生院は、『拾遺往生伝』所収の安助上人伝に見え、平安時代に浄土信仰の道場として創建された寺であったことがわかる。平安時代造立の阿弥陀三尊像、阿弥陀如来坐像、十面観音立像が伝えられ、府の有形文化財に指定されている。
- (2) 長瀬墓地には、阿弥陀院という墓寺があつた。その本尊であつたという阿弥陀如来坐像が伝えられている。先年、東大阪市文化財専門委員会に委嘱していた故川勝政太郎先生の鑑定で、鎌倉時代造頭<sup>つくりかみ</sup>の古像であることがわかり、私が東大阪市教育委員会に在任中に市の有形文化財に指定された。墓地内には、融通念仏宗を中興した法明上人の有馬御廟がある。
- (3) 岩田墓地は、東大阪市岩田町五丁目にあるが、二月八月の盆には墓市が開かれ、墓まいりの人びとでにぎわう。古代の習俗が現代につづく一例である。
- (4) 大阪府教育委員会『大阪府の文化財』（昭和三七年）。土塔の公費による買収保存は、文化財保護法による史跡買上の最初の事例である。
- (5) 『まんだ』第九号（昭和五五年四月）
- (6) 『大手前女子大学論集』第一三三号（昭和五四年二月）

## 二、行基研究の軌跡

行基に関する研究は、今日まで多くの先学によって試みられて来た。とくに、奈良時代の政治史および仏教史の立場から、行基の活動と、その仏教史的背景について論じられたものが多い。

昭和三十四年、吉川弘文館の人物叢書の一冊として、『行基』を執筆された井上 薫氏（大阪大学名誉教授、現在奈良大学教授、堺市博物館長）は、行基研究を集大成され、本書はその後における行基研究の出発点となる高著である。

この井上氏が、雑誌『日本のなかの朝鮮文化』第三十一号（昭和四十一年九月）にのせられている「行基とその時代」を参照しながら、先学による行基研究の軌跡をふり返ってみることにしたい。

氏によると、行基研究の嚆矢は、当時、東京大学史料編纂所に在任された川崎庸之氏で、昭和九年に、日本宗教史研究所で編集・刊行された『日本宗教史研究』の第一冊に、「上代宗教運動の一形態―行基の場合―」がその業績ということである。井上氏によると、

昭和九年のころといえば、戦争に深入りしはじめていた時期で、ひじょうに厳しい世の中でしたから、農民あるいは民衆と密接な関係をもって行動し、仏教の伝道や灌漑・水利・交通施設づくりのいわゆる社会事業を進めていった行基について研究することが官憲に歓迎されなかったり、また学界でも取り上げることが少なかったのです。

と記されている。

戦後になって、日本史の研究は、あらゆる分野において大変革を迎えたが、政治と民衆、民衆と仏教といった観点から、行基の研究がとり上げられることになった。こうした動向の中で、私自身も、学生時代に読んで大きな感銘を受けた、『奈良時代の政治と民衆』の中におさめられている諸論文を次々と発表された北山茂夫氏の一連の研究や、井上光貞氏・田村円澄氏らの諸研究がある。

私自身が大阪学芸大学在学中に指導を受けた舟ヶ崎正孝先生（現在、神戸女子大学教授）は、そのご専攻が古代仏教史であるが、講義の中で、行基のことに再三触れられていたことを想い出す。先生の発表されたいくつかの論文の中に、行基に関連するものがある。<sup>〔1〕</sup>

さらに、学統の上で舟ヶ崎先生の業績を継がれているのが、現大阪教育大学教授の吉田靖雄氏で、吉川弘文館から先般『行基と律令国家』を刊行された。古代仏教史の観点から、行基の思想的背景、律令制度下の僧尼令の統制の中で、行基の行った行動について、精緻な考察を展開されている。専門外の私には、到底理解できない業績であるが、氏の論証と本書の特徴は、『行基年譜』を史料にしながら、行基の活動を追跡し、寺院の建立をはじめ、行基の行なった土木事業について、一つ一つ綿密な検討を加えられていること、個々の事業、個々の場所について、先学の研究成果をたどりながら、これに加えて、ご自身の現地踏査にもとづく比定が試みられていることであろう。本書には、山岳寺院の概念と、河内国石凝院の性格についての、二つの拙論を引用していただいた上、高著の惠贈を受けた。文中ではあるが、その学恩に感謝の意を表しておきたい。

一方、考古学的見地からでの行基の研究は、何と言っても、梅原末治博士の行基墓と出土舍利瓶についての論考を挙げなければならない。「行基舍利瓶記に見えたるその姓氏と享年について」と題するもので、『考古学雑誌』第五巻、第十二号に掲載された<sup>(2)</sup>。それは大正四年のことである。

一方、前述のように、堺市土塔町にのこる大野寺土塔は、戦後、数年にわたって土取りの対象となり、逐年、破壊の度を加えて行った。そうした現状から、末永雅雄博士が「泉北地方の古文化」と題する論考の中で、この土塔についての考古学的考察を述べられ、保存の必要を力説された<sup>(3)</sup>。また、森 浩一氏は、「大野寺の土塔と人名瓦について」という論考を発表され、土塔の現状についての実地踏査にもとずいて原形を推定し、土塔の特徴とも言える文字瓦に刻された人名を丹念に分類して、大野寺との関係とその政治的背景についてくわしく論証された<sup>(4)</sup>。

一方、行基建立寺院研究の嚆矢は、田中重久博士で、『史迹と美術』第二一八号（昭和一五年）所収の「行基建立の四十九院」<sup>(5)</sup>、同一二七・八号（昭和一六年）所収の「現存する行基建立寺院」がある。さらに、井上 薫氏も、その著『行基』の中に、行基建立四十九院の一覧表が掲載され、現地比定が試みられているが、すべてではない。それをもう一步進められたのが、吉田靖雄氏の『行基と律令国家』中の所説である。

最近、藤原京・平城京をはじめ、難波京・平安京など、古代宮都の研究がいちじるしく進展し、これに関連して「古代の道」について研

究が一つの動向として、歴史地理学を中心に、文献史学・考古学等の学際的にさかんになって来ている。こうした状況を反映して刊行されたのが、京都大学教授上田正昭氏編の『探訪古代の道』全三冊（法蔵館）である。その3は、「河内みち、行基みち」で、第二部の行基みちには、次の六つの論考が掲載されている。

行基の道の探究

上田正昭

行基の道とその周辺

和田 萃

考古学的にみた四十九院

泉森 皎

摂津における行基の足跡

河上邦彦

行基の事業と地理的「場」

千田 稔

行基開基伝承の寺院

菅谷文則

本稿を記すに当たっても参照し、啓発されるところが多かったが、検討・再考を要する個所にも気付いた。これについては、本文中で指摘することにした。

〔注〕

- (1) 舟ヶ崎正孝先生退官記念会『舟ヶ崎正孝先生退官記念畿内地域史論集』（昭和五六年六月）
- (2) 『日本考古学論攷』（昭和一五年）に収録されている。
- (3) 『龍谷史壇』第三二号、昭和二四年
- (4) 『文化史学』第一三三号、昭和三二年
- (5) 『奈良朝以前寺院址の研究』（昭和五三年）に収録されている。



### 三、行基関係遺跡についての考察

#### 1、河内国石凝院

『続日本紀』宝龜四年（七七三）十一月条には、時の帝、孝謙天皇の詔として、次の文章が記載されている。

十一月辛卯。勅。故大僧正行基法師。戒行具足。智徳兼備。先代之所推仰。後生以爲耳目。其修行之院。惣卅餘処。或先朝之日。有施入田。或本有田園。供養得濟。但其六院未預施例。由茲法蔵湮廢。無復住持之徒。精舎荒涼。空餘坐禪之跡。弘道由人。実合奨励。宜大和国菩提。登美。生馬。河内国石凝。和泉国高渚五院。各捨当郡田三町。河内国山崎院二町。所冀真筌秘典。永洽東流。金輪宝位。恒斉北極。風雨順時。年穀豊稔。（国史大系本による）

これは、つとに知られている記事であるが、宝龜四年をさかのぼること二十四年、天平勝宝元年（七四九）に世を去った行基が、生前に修行之院として建立した四十餘処の寺のうち、先朝の日に田地が施入されたもの、あるいは、もとから田園があつて寺を維持することができるとして、六つの院が施入例に預っていないために、法蔵は壊廢して住持する者がなく、精舎は荒涼して空しく坐禪の跡を余す

行基の足跡

故大僧正行基法師は、戒行具足して智徳兼ね備われり。先代之推し仰ぐ所にして、後生以て耳目と爲す。其修行之院、惣て四十餘処。或いは先朝の日に、施入の田有りて、或いは本より田園有りて、供養を濟ますことを得たり。但其六院は、未だ施の例に預からず。茲に由て、法蔵湮廢して、復住持之徒無く、精舎荒涼して、空しく坐禪之跡を余す。道を弘むること人に由れり。実に奨励を合わし、宜く、大和国菩提・登美・生馬・河内国石凝・和泉国高渚の五院には、各当郡の田三町を捨すべし。河内国山崎院には二町。冀う所は、真筌の秘典、永く東流に洽く。金輪の宝位は、恒に北極に斉しくして、風雨時に順い、年穀豊稔ならんことを。

だけとなつてゐる状況から、大和国菩提・登美・生馬、河内国石凝・和泉国高渚の五院には、各当郡の田三町を、河内国山崎院には二町の田をそれぞれ施入するよう詔勅として出されたものである。

『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）条を見ると、二月丁酉（二日）に「大僧正行基和尚遷化す」の文言ではじまる、その入寂と業績を称える記事があるが、その末尾に、

留止するの処に皆道場を建つ、其畿内には凡<sup>およそ</sup>卅九処。諸道にも亦往々にして在り。弟子相繼いで遺法を守りて、今に至るまで住持すと記されている通り、各々の寺は建立以来、『続日本紀』の編さんされた当時まで、行基の法燈を継いで、弟子等によつて維持されて来たことが知られるのであるが、先の六カ所は例外であつたのである。

この六院の所在地と建立年時は『行基年譜』によつて知ることができ、それを示すと次の通りである。

名称	建立年時	所在地
生馬院	慶雲四年（七〇九）	大和国平群郡有里村（生駒市）
隆福院（登美院）	養老二年（七一八）	大和国添下郡登美村（奈良市）
石凝院	養老四年（七二〇）	河内国河内郡日下村（東大阪市）
高渚院（清浄土院）	神龜元年（七二四）	和泉国大鳥郡葦田里（堺市）
山崎院（久修園院）	神龜二年（七二五）	河内国交野郡一条内（枚方市）
菩提院（頭陀院）	天平九年（七三七）	大和国添下郡矢田岡本村（生駒市）

ところで、河内国に所在した石凝院のことについては、『行基年譜』を見ると、次のように記されている。

行年五十三歳

元正六年養老四年

石凝院九月十五日

在河内国河内郡早村

とあって、元正天皇の六年、すなわち養老四年（七二〇）、行基五十三歳の時に、河内国河内郡早村（この用例は古代・中世の史料に見られ、日下村のことと解されている）に建立された院であったことが知られる。

河内郡日下村は、現在の東大阪市日下町であるが、石凝院の存在したことは、日下村の近世史料の中にはまったく記されておらず、地元でもそうした伝承は皆無であった。ただ唯一の手がかりとして、旧集落の南方に所在する日下墓地は、行基七墓の一つと伝えられており、墓地内には、行基の入寂から一千百回忌に当たる弘化四年（一八四七）に建てられた卒塔婆があること、墓地の上手にある池が「堂力池」とよばれていること等から、石凝院の存在と何かのつながりがあるものと考えていた。

昭和三十六年、日下墓地の西方一帯で大規模な宅地造成が行なわれることになったが、前記のように石凝院の遺跡が所在している可能性があるため、工事に先立って、敷地の一部について試掘程度の発掘を実施した。その結果、たまたま建築基壇の一部と見られる遺構を検出し、また奈良・平安時代の軒丸瓦・軒平瓦が出土したことによって、寺院跡の存在を確認することができたが、これを石凝院の遺跡と考えている。

この調査成果と、石凝院の性格については、『枚岡市史』第一巻本編と第三巻史料編一（『原始・古代の枚岡』各説・総説として別刊）にくわしく紹介したが、石凝院の性格についての私論を改めて述べておくことにしたい。

石凝院というめずらしい名称を持つ寺の性格を解く糸口は、「石凝」という字句にある。この訓み方は「いしこり」ではなく、「いわこり」とするのが正しい。<sup>(1)</sup>「石凝」という字句は人名として登場する。

『日本書紀』巻第一、神代上には、素戔鳴命の乱暴によって、天照大神が天の岩戸に隠れ、天下がくらやみになったという、いわゆる「岩戸隠れ」の記事がのせられている。その中に石凝姥（いわこりとめ）を冶工として、天香山から銅をとって白矛と日像鏡を铸造し、これを賢木につけて祭儀を行なったことが記されている。『日本書紀』の一書によると、石凝姥は石凝戸辺とも書き、鏡作部の遠祖であることが知られるが、それはこの故事につながっているからであろう。鏡を铸造するためには、范型が必要である。それは砂型による場合もあり、石を加工して范型（溶范―鑄型）をつくる場合もあったが、石を加工すること、それが「石凝」という字句のもつ意味であろうと考えるのである。従って、「石凝」（いわこり）とは「石を凝らす」という原義から転じて、「石を切ること」を意味するようになったのであろう。「木を切

## 行基の足跡

ること”または“木を切るひと”を“きこり”というのと同じ用法ではないかと考えている。

この考えから敷衍して、奈良時代に行基が建立した院の一つである石凝院が“石凝”という名が付けられたのは、この院が“石凝”すなわち石を加工すること、あるいは石を加工する人につながるのある人びとに係わりがあったと考えるのである。

行基の活動は、寺院の建立ばかりではなく、橋を架けること、堤防を築くこと、池・溝を掘ることなど多彩であったが、そのすべてが土木事業であり、どれもが石材とその加工を必要とした。文献史料にはまったく見えないが、行基の下には石を加工する職人が率いられていたであろう。石ばかりでなく、行基の事業は、さまざまな技術をもった職人集団があつてこそ可能であつたのであり、そうした技術者集団の存在を暗示しているのである。

こうした観点から、河内国河内郡日下村の地に建立された石凝院は、おそらくこうした石材加工の集団を背景とした仏院であつたと考えられるのである。<sup>(1)</sup>

石凝院は、行基の創立より約三世紀ののち、平安時代の末には、教王護国寺（東寺）の末寺となつていた。それは『教王護国寺文書』巻一所収の、永保元年（一〇八一）の「河内国石凝寺々地等免判抄」によつて知ることができる。石凝院が石凝寺となつていふことに、この際、注意しておきたい。

河内国石凝寺々地等免判抄

河内国早郷石凝寺<sup>(凝)</sup> 敷地四町 在條<sup>(里)</sup>

大戸郷碓井里十一<sup>(坪)</sup>九段九十歩御田三反

十四<sup>(坪)</sup>一丁 廿三<sup>(坪)</sup>一段二百九十歩

廿九<sup>(坪)</sup>三段畠 深見里九<sup>(坪)</sup>一丁

同十六<sup>(坪)</sup>一反畠 鋒柄里二<sup>(坪)</sup>三段御田半

小津里九<sup>(坪)</sup>一反半畠 同里廿<sup>(坪)</sup>一反畠

已上四丁六反三百歩

(中略)

永保元年 免判内

この史料は、河内国早(日下)郷にあった石凝寺の寺地のうち、大戸郷に散在する四町六反三百歩を若江郡に散在する五町九反の田畑について、官物免除の申請をしたのに対して、国司がその証判を与えたものとし、石凝寺は、史料の示す年代、すなわち平安時代末には、教王護国寺に所領を寄進して、その末寺になっていたと解説されている。<sup>(3)</sup>

さらに、この史料から読み取れる重要な事実は、当時、①石凝寺とよばれていたこと。②敷地が四町あること。③在条里、すなわち条里(制)に従っていること。の三点である。行基建立の当時、石凝院であったのが石凝寺とよばれていることは、四町の敷地をもつ古代寺院通有の規模に発展したことを物語っているのである。

なお、この史料で、教王護国寺に寄進された寺地の所在が示されているが、大戸郷は日下郷と境を接した南側に位置する。碓井里・深見里・鋒柄里・小津里四カ所の里名は、河内郡条里を考える上で重要な史料であることを付記しておく。

最後に記しておきたいのは、石凝院(寺)の所在と関連して、最近話題として取り上げられているのが、古道との関係である。このことについては、四でくわしく論じることにした。

(注)

(1) 『祇園社記続録』第九に収録されている記事によると、永享元年(一四二九)十二月十八日に、大島式部丞長知という者が、河内国草賀郷岩凝村鋒柄里十五坪一反、東辺十一坪一反五十歩、桑本一坪一〇〇歩、計二反半五十歩の土地を祇園社(京都八坂神社)に寄進して神田としていることがわかる。

この土地は、永保元年(一〇八一)の『河内国石凝寺寺地免判抄』に、河内国早(日下)郷鋒柄里とあるところと同じ場所と考えられ、石凝寺そのものの存在はわからないが、寺の名が地名としてのこったことが推察される。さらに、この史料では「岩凝」と表記していることから「石凝」と書いても訓みは「いわこり」であったと推定される。

(2) 吉田靖雄氏は、『行基と律令国家』第四の注(24)で私説を引用され、「この院は、基本財産としての田園をもたず、ために宝亀四年には精舎荒涼の様を呈していたのであるから、土地の豪族のような有力な権越をもたなかったわけである。従って石材加工に従事する職人集団のように、施

(3) 入すべき田園をもたない階層の人々を檀越とみることは妥当である。」と記されている。  
『枚岡市史』第三卷、史料編一、第二部、記録文書史料の解題による。

## 2、和泉国高渚院

『続日本紀』宝龜四年（七七三）の条にのせる詔に、大和国菩提・登美・生馬、河内国石凝につづいて見えるのが、「和泉国高渚」院である。

『行基年譜』では、

行年五十七歳甲子

聖武天皇元年神龜元年

清浄土院高渚塔 十三層云々

在二和泉国大鳥郡葦田里一今鹽穴郷

尼院 同郷早（草）部高石村

とある。これによって、『続日本紀』に見える高渚院は、法名を清浄土院と称したこと、行基が五十七才の時、すなわち神龜元年（七二四）に創立されたこと、当時の和泉国大鳥郡葦田里に所在したこと、さらに十三重塔（木造か石造かは不明）が存在していたことがわかる。

さて、この所在地である大鳥郡葦田里という地名は、他にはまったく史料がないが、注に記されている塩穴郷は、『和名抄』に所載の郷名である。こうしたことから、高渚院＝清浄土院の所在については、近世の地誌以来、さまざまの説が交錯していて、まだ確定されていない。吉田靖雄氏の『行基と律令国家』には、高渚院の所在について、くわしい考証が加えられているので引用させていただく。

高渚の地名につき、元禄十三年（一七〇〇）石橋直之の編した『泉州志』巻一では、

タカス高渚今遊女町也在一堺北極一

余按高渚者比辺旧号也、続日本紀所謂、高渚寺昔在<sup>(19)</sup>此地。

としている。井上薫氏は、「清浄土院は今の七堂の高渚寺にあたり」としている。今の七堂町と近世の遊女町は、いずれも中世の旧堺北庄に属している。堺北庄はかつて摂津国に属していたから、「和泉国高渚院」所在地ではない。これに対し並河永が享保十九年（一七三四）に選述した『日本輿地通志畿内部』（略称五畿内志）和泉之二では、

古跡 高渚廃寺 在南莊故址有乳守小祠  
宝龜四年十一月勅……

としている。井上正雄氏の『大阪府全志』巻之五（大正十一年）では、

乳守遊廊のある所は旧名高須町なり。高須は高渚寺の高渚に同じ。……和泉国に属する高須寺のありし所は此の南莊の高須町ならん。……としており、この「旧名高須町」とは、今の南宗寺東の堺市南旅籠町東一丁辺に該当する。南旅籠町東町の北隣は、新在家町東町であり、この四丁に光明山実相院塩穴寺が存する。塩穴寺は、『泉州志』『五畿内志』にも着録されており、往時の塩穴郷にちなむ寺名と想定されるから、今の南旅籠町東の近辺は、かつての塩穴郷高渚の地に該当するわけである。即ち清浄土院はこの地に存したのである。

石田茂作氏は、泉北郡石津村字檜木山（現堺市石津北町）に所在するキョウドウ塚なる小丘付近から出土する古瓦を検して、当時が飛鳥時代末期に属する寺址であると考えた<sup>(21)</sup>。この地は近世の地誌には勢至塚と見え、塩穴寺の旧である<sup>(22)</sup>と伝えている。この塩穴寺旧址を、行基が葦田里（高渚）に建立した清浄土（高渚）院址<sup>(23)</sup>であると考え論がある。

塩穴寺は、和銅年中の草創と伝えるが、塩穴寺旧址の瓦は飛鳥時代末期のものであるから、神龜元年（七二四）開創と伝える清浄土院とは年代的に合致しない。塩穴寺旧址と清浄土院とは別の寺であったとせざるを得ない。

さて清浄土院の所在した旧称高須の地は、『行基菩薩行状絵伝』には風光明眉な海岸地帯に描かれている。元禄二年の『堺大絵図』では高須の地はすでに海岸よりかなり遠くなっており、『行状絵伝』とは合致しない。しかし、この地に南接して現在東西の湊町（近世の湊村。湊村は旧名塩穴）〈『五畿内志』とされる〉の地名が残り、近世以前、この地は海岸に面していたことを窺い知るのである。西湊町一丁目の船待神社（旧称塩穴天神）は、菅原道真左遷の際に船待ちした所と伝えており、往時に湊であったことがほぼ認められる。この地は、北上すれば住吉津難波津（京）へ、東行すれば大和への大津道・丹比道に至る地点にあり、交通の要地であるといつてよい。この地は清浄土院の所在地としてふさわしい。以上の想

定に誤りなければ、清浄土院は、港湾・舟航に関連した院宇であったことが推定される。

この高渚院については、『続日本紀』宝龜四年条に、河内国石凝院につづいて出てくる寺院であることから、かねてより気にかかっていたが、本稿でこれを扱うことにしたのは、はしがきに記したように、今春、堺市柳之町の発掘現場で、奈良時代の屋瓦を見出したことに端を発しているのである。

『黄金の日日』のことば通り、堺は南北朝時代から室町時代にかけて、港町として繁栄した。とくに、勘合貿易がはじまってからの発展はめざましく、明をはじめ、海外貿易の拠点となり、富を貯えた町人達による自治都市として、また町人の生み出した香り高い文化と共に、日本中世史に光彩を放っているのである。

この堺も、戦国時代には否応なく権力抗争にまき込まれるのであるが、応仁の乱以後、町の自衛のために、海に面した西方を除く三方を堀割（土居川）で囲んだいわゆる環濠都市が成立した。天下統一をめざした織田信長は堺に矢銭二万貫を賦課し、豊臣秀吉は環濠を埋める等の攻略によって堺の自治は失われた。

町は、ほぼ中央を通り抜ける紀州街道を中心に、西は海岸線、南北と東を、土居川とよばれる環濠でかこまれた南北に細長い地割の中に町並が形成されていた。慶長十九年（一六一四）、大坂冬の陣に先立って全町が火災に見舞われ、現在にまでつづいている基本的な町割は、元和元年（一六一五）以後に整備されたすがたである。

こうした、中世以来の栄光の歴史を持つ堺の旧市街を、堺市教育委員会は、『環濠都市遺跡』と名づけ、文化財保護行政の施策として、建設・土木工事を行なう場合には、事前に発掘調査を行なうことを義務づけているのである。

昭和六十三年一月から五月にかけて、環濠都市遺跡の中でも、北端に近い柳之町東一丁で、共同住宅の建築計画があり、これに伴う発掘調査を担当・実施した。<sup>(1)</sup> その結果を要約すると、三時期の生活面とそれに伴う遺構の存在を確認することができた。まず、第一遺構面は、元和元年（一六一五）の焼土層を除去した後、その下一〇〜二〇センチに存在し、埴列建物・礎石建物・井戸・溝・道路状遺構があり、次の第二遺構面は、第一遺構面を形成している整地層を取り除き、天正年間（一五七三〜九二）と考えられる焼土層を掘削した段階で検出した。この遺構面は、下限を天正年間、上限を天文年間（一五三三〜五五）と考えているが、ここでは埴列建物・墳墓、第一遺構面に継承す



る道路状遺構・井戸・瓦溜等が見つかった。

ところで、ここに瓦溜と記した遺構は、発掘区域の西北隅に当たり、東西約十メートル、南北六〜四メートルにわたって、屋瓦片を細かく敷きつめたような状況であった。瓦片の中には、二次的に火にかかったものもあり、一括して投棄したというよりも、何かの目的をもって敷きつめたような状態と考えた方が良さそうである。とくに注意したいのは、この瓦片の中に、検出遺構面の示す年代よりもさか上った、奈良〜平安時代の軒丸瓦・軒平瓦がかなりの量まじっていることである。

この遺構の性格については、はじめは建物の基壇ではないかと考えたが、断面を割って見た上での土層の観察の結果ではそうでないことがわかった。現在のところは、瓦溜というよりも、瓦片をふくむ整地層の一部であると考えておきたい。

この整地層にふくまれている屋瓦片のうち、中世の瓦については、町屋（土蔵である場合が多い）の屋根に使用されていたものであり、それが出土するのは当然であるが、奈良、平安時代の屋瓦、それも蓮華文軒丸瓦・唐草文軒平瓦であることは、この場所からさほど離れていないところに、これらの瓦を葺いていた建物、いいかえると古代寺院の存在していたことが予測されることになった。

ここから出土した屋瓦のうち、奈良時代と見られるものは、軒丸瓦三種類、軒平瓦二種類であるが、その中には、つとに知られている和泉土師廃寺と同範のものがみとめられる。この和泉土師廃寺は、現在の堺市土師（現地では「はぜ」と訓んでいる）町にあり、この地に居住した土師連一族を檀越とする氏寺と考えられているが、その創建時の屋瓦一組は、素弁八葉蓮華文軒丸瓦と重弧文軒平瓦であるが、それに<sup>(2)</sup>づく複弁蓮華文軒丸瓦、さらに平城宮六六四H形式としてあげられている唐草文軒平瓦との同範例が知られている。これらと同範のもの数点が柳之町の現場から出土した。

柳之町では、これらの軒丸瓦・軒平瓦のほかに、ヘラ書き文字をもつ平瓦片三点が出土した。どれも小片で原形は不明であり、文字も前後の部分が欠失していて意味を解することができないが、胎土や製作手法から奈良時代の瓦であることはたしかである。

文字は次の通りである。

1 「…造…」

2 「審」

3 「…又牛…」<sup>?)</sup>

和泉の地域で、奈良時代の文字瓦の出土するところといえば、すぐに思い起こすのが土塔で、すでに数多くの資料が知られている。<sup>(3)</sup>この土塔は、『行基年譜』に見える行基建立の大野寺に関連する施設であり、文字瓦が土塔に使用されていたことは先学の指摘されているところである。柳之町の現場から文字瓦が出土していることは、これを通じて土塔に使用される瓦を製作した瓦窯とのつながりが推測されるのであり、共伴の奈良時代の屋瓦とともに行基建立寺院との親縁関係を求めたいというのが私の所見である。

〔注〕

- (1) 柳之町在住の高木氏が所有地で共同住宅建設を計画されたが、敷地が「堺環濠都市遺跡」であることから、工事に先立って発掘調査が必要であり、設計業者を通じて私に依頼があった。これを承けて、堺市教育委員会の指導の下に、昭和六十三年一月から五月にかけて現地での調査を実施した。なお、この調査には江谷 寛・川口宏海両氏を調査委員に委嘱したほか、高木氏が泥懇にされている東京大学文学部教授上野佳也氏のご協力を得た。現在、出土遺物の整理作業を進めている段階である。
- (2) 藤澤一夫氏「撰河泉出土古瓦の研究」(『佛教考古学論叢』所収、昭和五年)  
坪之内 徹氏「平城宮系軒瓦と行基建立寺院」(『ヒストリア』第八六号、昭和五五年) 奈良国立文化財研究所『平城宮出土軒瓦型式一覧』(昭和五三年)
- (3) 森 浩一氏「大野市の土塔と人名瓦について」(『文化史学』第一三三号所収、昭和三二年)

### 3、摂津国大輪田泊と船息院

『行基年譜』には、

行年六十三歳庚午

聖武天皇七年天平二年庚午

善源院

：

船息院二月廿五日

尼院

已上二院同国兔原郡宇治郷

とある。このことから、天平二年（七三〇）二月に、行基は摂津国兔原郡宇治郷うきはに、船息院と尼院を造立していることがわかる。先の高渚院が、おそらく海辺に位置する院であったことから、港湾・舟航に関連する寺院として建立されたことが推定されるが、年譜の中で、明らかに海浜に所在し、港湾・舟航に係のある場所での院の造立はこれが最初である。

行基の生涯の中では、すでに晩年に入っているが、『年譜』中の天平十三年記に見える、

船息二所

大輪田船息 在摂津国兔原郡宇治

神前船息 在和泉国日根郡日根里近木郷内申候

とある大輪田船息に直接つながる院であることは確かである。この大輪田船息と神前船息（現在の大阪府貝塚市近木こぎに“神前”の地名をのこし、ここに比定されている）は、行基の事業の中で重要な役割と意味をもっていたと考えられるのである。

ところで、この行基による大輪田船息の营造のことは、平安時代初期の漢学者として有名な三善清行(八四七〜九一八)が延喜十四年(九一四)に醍醐天皇に上申した『意見封事十二ヶ条』の一項「重請<sup>レ</sup>修<sup>レ</sup>復播磨国魚住泊<sup>一</sup>事」の中に記されている<sup>(1)</sup>。

これを進言した経緯は、この時点での官の施策が「大輪田泊」だけを修造しているために、瀬戸内海に航行する船舶は、韓泊より一日一夜で大輪田泊まで直航しなければならず、冬の風の強い時や、暗夜に星が稀なときには航行に難儀を来たすため、その中間に当たる魚住泊の修造を進言しているのである。

これに先立つ弘仁三年(八一二)の六月に、官は「使いを遣わして大輪田泊を修復していること<sup>(2)</sup>」、さらに弘仁七年(八一六)には、「大輪田船瀬」の修造に当たるために造<sup>レ</sup>船瀬使<sup>一</sup>を任命していること<sup>(3)</sup>」が正史の記事によつて知られるが、清行の進言は、こうした動向を踏まえての意見であつたに相違ない。

三善清行の意見封事十二ヶ条の進言文に見られる瀬戸内海の五カ所の泊は、いわゆる五泊として、その所在地は、千田 稔氏によつて歴史地理学的立場から考察を加えられ、次のように比定されている<sup>(4)</sup>。

- 櫻<sup>うさぎ</sup>生<sup>う</sup>泊 兵庫県揖保郡御津町室津
- 韓<sup>かん</sup>泊 // 姫路市の形
- 魚住泊 // 明石市江井島
- 大輪田泊 // 神戸市兵庫区和田崎町
- 河尻泊 // 尼崎市今福

これらの五泊について、「此皆行基菩薩計<sup>レ</sup>程所<sup>一</sup>建置也」とある文言を、どこまで信頼するかは別として、「大輪田泊」が「大輪田船息」として行基とかかわり、行基によつて修造されたことは、『行基年譜』の記載から見ても確実であつたと認めなければならないであろう。

大輪田泊の位置について最初に考察したのは喜田貞吉博士であり、『神戸市史』別録一にくわしく論じられているが、和田岬が現在のよう(5)に大きくなつたのは中世以降のことで、もとの湊川の川口とし、現在の長田区野田、駒ヶ林付近と考えられている。これに対して、千田 稔氏は、『行基年譜』の記載に見える菟原郡宇治郷を根拠として、菟原郡の西端をなす宇治郷と八田部の境、すなわち現在の新開地通を流れて

いた湊川の川口と考えられている<sup>(6)</sup>。

私がここに「大輪田泊」のことを取上げたのは、『行基年譜』に見える「大輪田船息」と「船息院」のことを少しでも考えて見たかったからであるが、その発端は、今年の五月以来、神戸市兵庫区御崎本町一丁目での発掘調査に携っているからである<sup>(7)</sup>。現場は『神戸市文化財分布図』で周知されている「兵庫津遺跡」の一部、その南西端を占める一かくである。

兵庫津の歴史は、本論の主題である行基による修造にはじまり、平安時代には平清盛が日宋貿易の拠点とするために経力島を築造したことが伝えられ、中世には東大寺、興福寺の所領として、寺社権門の勢力が及び、その支配を受けたが、対外貿易・国内貿易の一点として繁栄した。その一端を物語るのが『兵庫北関入船納帳』であり、つとに中世港湾の交易・経済を物語る史料として知られている<sup>(8)</sup>。

宗教関係の動向を見ても、行基による船息院の建立を手はじめに、浄土宗の開祖法然による布教や、一遍上人が兵庫の観音堂で念仏をひらめたことは、『一遍聖絵』や『一遍上人絵伝』に描かれ、語り伝えられた物語である。とくに一遍は、その終焉の地を兵庫に定めたのであったが、兵庫の観音堂の遺跡は兵庫区松原通一丁目にある真光寺とされ、境内には、一遍の没後、弟子達によってつくられた、五輪塔をまつる墓所がある<sup>(9)</sup>。

このように古代・中世以来の歴史をもつ兵庫津であるが、その発展・変革に伴って古い景観が失われて来たに相違ない。とくに幕末における兵庫の開港、明治九年の兵庫運河の開き、阪神大風水害による湊川流路の推移等は、兵庫津全体の地形に自然・人工の力が加わって、大きく変貌して来た。従って、現在地表で見える景観の中から、過去の兵庫津のすがたを見出すことは不可能であり、やはり発掘調査による地下遺構の検出に期待するところが大きい。

行基による「大輪田船息」は、「船息院」と一体のものであり、その所在地の比定は、「船息院」の遺構の検出にかかっている。そうした場合、思い起こされるのは、おそらく中世になって大きく発展した兵庫の町の中で寺院の占める位置が解決の糸口になるのではないかということである。さらに近世の絵図を見ると、兵庫の町の南に連つて墓地の存在したことがわかるが、町場と墓地との中間に、古代・中世以来の伝承をもつ寺院が集中していることに気がつく。清盛塚には弘安九年（一二八六）の銘のある石造、十三重塔が立っているが、この付近は八棟寺と称する寺の跡ということである。一遍上人の墓所のある真光寺はその東側であり、ここから新川をこえると今出在家町に行基

建立の伝承をもつ葉仙寺がある。

この一かくの地域は、兵庫の町としては、網野善彦氏の主張される「公界」の地<sup>(10)</sup>であるようにも思われるが、行基の「船息院」も、こうした歴史的・宗教的環境の中に位置づけて考えて見ることによって、より生彩を加えることになると思うが、それは兵庫津遺跡の調査報告書で展開することにした。

〔注〕

- (1) 『本朝文粹』
- (2) 『日本後紀』 弘仁三年六月条
- (3) 『類聚三代格』 弘仁七年十月条
- (4) 千田 稔氏 『埋もれた港』 (昭和四九年)
- (5) 喜田貞吉 『古代の兵庫及び附近の沿革』 (『神戸市史』 別録一、大正十一年)
- (6) 千田 稔氏 『古代港津の歴史地理学的考察』 (『史林』 五三一、昭和四五年)
- (7) 神戸市兵庫区御崎本町一丁目で、高層共同住宅の建設計画があり、大手前女子学園が委託を受け、神戸市教育委員会の指導の下に調査を実施している。昭和六三年九月現在、中世末の遺構・遺物が検出されはじめている。
- (8) 燈心文庫編 『兵庫北関入船納帳』 (昭和五六年)
- (9) 川勝政太郎 『一遍上人とその廟塔』 (『西宮』 第三号、昭和二十二年)
- (10) 網野善彦氏 『無縁・公界・楽』 (昭和五三年)

#### 四、行基遺跡研究の視点

##### 1、行基関係遺跡の所在

行基の活動は、その出身地である和泉国にはじまり、河内、大和、さらに摂津・山城の諸国に及んでいる。言ってみれば、畿内五国が、その行動・活動の舞台であった。

ところで、この行基の足跡は、十分な史料批判が必要であるとは言え、行基として唯一の伝記である『行基年譜』によつてたどれるのであり、先学諸氏の論考・論説も一応これを史料とされて来た。

行基の活動は、寺院、というよりも規模の上からは仏堂といった方がよいかも知れないが、その造立と、これに付随して、架橋、道路の敷設、船息の構築、堀・川の開き、布施屋の設置など、多岐にわたっているが、まとめてみると交通関係施設と、池・溝の開き、樋の設営など、農業関係施設との二つの事業がある。<sup>(1)</sup>そして、上記の仏堂の造立と、交通・農業関係諸施設の設営という二つの事業が、不可分の関係にあることは、つとに指摘されて来た通りである。

行基建立寺院の所在地は、すでに紹介した井上 薫氏や吉田靖雄氏の論著の中に掲げられているので、ここには省略したが、交通・農業関係の諸事業は、『行基年譜』中の天平十三年記をもとに、私なりに表を作成して見た。

私がここで指摘したいことは、これらの行基の足跡が、どれもが地面を対象として行なわれた事業であり造作である以上、それぞれの土地には、その形跡・痕跡が何らかの形でこざれているだろうということである。言い換えると、そのすべてが、考古学という遺跡として認識しなければならない対象なのである。

これらのうち、行基の足跡としてもっとも明確な、そして身近な場所は、奈良県生駒市に所在する「行基菩薩墓」であり、国の史跡に指定され、梅原末治博士による詳細な研究がある。

その他、奈良時代の火葬墓、墓誌、葬制等を論じる場合、必ずその対象として取り上げられて来たことは、改めて述べるまでもない。次に、

行基の足跡

行基の社会事業

年 代		交通関係施設							農業関係施設				
年号	西暦	橋	梁	道	路	船	息	堀	川	布施屋	池	溝	樋
慶雲元年	七〇四									大鳥	茨城池		
和銅元年	七〇八									楠葉			
神龜二年	七二五												
神龜三年	七二六										松尾池		
神龜四年	七二七								野中				
天平二年	七三〇	高瀬大橋		直	道	大輪田		比売嶋					高瀬樋
天平三年	七三一	山崎大橋							岷陽		狭山池 岷陽上池 岷陽下池 院前池 中布施屋池 長江池	岷陽上溝 下池溝	
天平六年	七三四												
天平九年	七三七										久米多池 薦江池 鶴田池	久米多池溝	
天平十二年	七四〇	泉大橋							泉寺				
天平十七年	七四五								度				

これまでの行基研究、とくに考古学の分野でとり上げられて来たのが寺院であるが、純粹に行基の足跡としてとらえ、発掘調査によって寺院跡の規模・建物の配置等が明らかにされたというものは皆無である。かろうじて、堺市土塔町に所在する和泉大野寺に付属する土塔の遺



構とその出土屋瓦が調査・研究の対象となつては、これがわが国でも稀有の遺構であり、また昭和二十年代の破壊に伴う保存処置としての係わりで関心が向けられたと言つても過言ではない。

その他、多数に存在する、行基の活動としては、むしろこちらの方が中核となる諸施設については、一部を除いて考古学の対象とはされず、と言ふよりも考古学上の遺跡であるという認識がないというのが正しい表現であるかも知れない。

以下に述べることは、こうした視点に立つて、日ごろ私の考えている意見である。

## 2、現地比定と地形復原

行基の足跡を遺跡としてとらえる場合、まず必要となるのは、その所在地を確認することと現地比定である。

これについては、近世の地誌をまつまでもなく、吉田東伍博士の『大日本地名辞書』を筆頭に先学によつて試みられ、行基研究の基礎となつてゐることは当然のことである。

これらのうち、寺院の所在地については、現在までその法燈を継いで現存するもの、後身寺院としての伝承をもつもの等については現地比定が比較的容易であるが、その数は限られている。吉田靖雄氏の『行基と律令国家』にのせられている付表を見ると、『行基年譜』所載の四十九院のうち、現存するものは次の十カ所であり、全体の五分の一に過ぎない。

大修恵院（高蔵寺）	堺市高倉台
菅原寺（喜光寺）	奈良市菅原町
久修園院	枚方市楠葉
大野寺	堺市土塔町
岷陽施院（昆陽寺）	伊丹市寺本
隆池院（久米田寺）	岸和田市池尻町
発菩提院（泉橋寺）	京都府相楽郡木津町

行基の足跡

蜂田寺 (華林寺) 堺市八田寺町  
 家原寺 堺市家原寺町  
 生馬仙房 (竹林寺) 生駒市有里町

この他は、現在すべてが廃寺となっていて所在地の判明しているものもあるが、不明なものが大部分であり、発掘調査によって遺構および遺物を検出しないう限り、確定することができないのであり、だからこそ考古学的調査・研究が重要な役割を果たすのである。本稿で取り上げた河内国石凝院と和泉国高渚院は完全とは言えないにしても、考古学的資料によって確定することのできた、あるいはそれが言い過ぎであるとしたら、確定に近づくことのできた一例である。

次に、寺院以外の施設は、天平十三年記によると、次の数字となる。

種別	種別		数
	交通関係施設	農業関係施設	
橋	直道	池	六
船息	堀川	溝	一五
二	布施屋	樋	三六
二二	九	二四	

これらのうち、狭山池・久米田池・昆陽池等のように、現在でも見ることでできる個所は例外で、布施屋など痕跡さえのこしていないというのが大部分であり、それは当然のことであるが、これらについては、それぞれの施設につけられている地名と現地での伝承をたよりに比定を試みる方法が採られて来た。

それはそれとして有効な方法であるが、ここで配慮しなければならないことは、行基の活動したのは、いまから千二百年前の奈良時代で

あるという当たり前の事実である。従って、その地理的・歴史的環境は、現在に至るまでの推移を経ていたのであり、現在の状況をまったく脳裏から拭い去って当時の環境に復原した上で、その所在した場所を比定することを前提としなければならぬ、ということである。この当たり前のことを、あえて主張しなければならぬのは、当たり前のことが行なわれていないことに起因しているのである。このことは従前より思っていることであるが、最近続々と刊行される古代史関係の書物を通読しての所感である。

とくに、行基の社会事業が、交通関係にしても、農業関係にしても、土地に密着した事業であることを考えると、当時における地理的環境、いわば地形の復原を前提としなければならぬことが痛感されるのである。

行基の活動舞台となった地域のうち、大阪平野の古代地形については、梶山彦太郎・市原 実氏によるすぐれた研究がある。それは、「大阪平野の発達史」で、両氏の専門的分野の綿密な検討の上に立つてくわしく論じられ、<sup>(2)</sup>『大阪平野のおいたち』でわかりやすく解説されている。<sup>(3)</sup>前者においても、『行基年譜』の記載を資料として、行基の事業とその現地比定を地形復原の上に立つて述べられているが、とくに後者には、第IX章、大阪平野の歴史時代に『行基年譜』の項を設け、そのうち、河内平野に關係のある、(1)茨田堤樋・(2)古林溝・(3)高瀬堤樋・(4)大庭堀川・(5)高瀬大橋・(6)直道一所、について説明が加えられている。

今後における行基遺跡の研究は、こうした十分な古代地形の復原にもとづいて比定を試みる必要がある。また、こうして復原された地形の上に、行基の足跡、すなわち事業の対象となった施設をのせてみることによって、その機能や、当時における社会的必要性を具体的に把握することができるのである。

〔注〕

- (1) 千田 稔氏「行基の事業と地理的「場」」(上田正昭氏編『探訪古代の道』第三卷河内みち行基みち所収、昭和六三年)
- (2) 梶山彦太郎・市原 実氏「大阪平野の発達史―C<sup>14</sup>年代データからみた」(『地質学的論集』第七号所収、昭和四七年)  
なお補訂されたものが『続大阪平野発達史』(昭和六〇年)に古文物学研究会から刊行されている。
- (3) 梶山彦太郎・市原 実氏『大阪平野のおいたち』(昭和六二年、青木書店)